

第3章 緑のまちづくりの方針と目標

1. 基本理念

□ 浜田市の緑を構成する要素

第2次浜田市総合振興計画では、浜田市のまちづくりを進めていくための重要な要素の一つとして「浜田らしさ」を掲げています。

そこで、「浜田らしさ」を「緑」の視点から捉えると、主に次のような特徴が見られます。

□ 地域固有の自然

- ・市街地の後背に位置する三階山や大麻山、鏡山、漁山、家古屋山等の山並み
- ・中国山地の山々とそこから流れる浜田川や三隅川などの豊かな溪流・清流
- ・リアス式海岸と国府海岸や折居海岸など日本海を望む砂浜、国指定文化財であり「天然の地学博物館」とも呼ばれている石見畳ヶ浦といった変化に富んだ美しい海岸線
- ・平地や丘陵地に広がる日本の原風景が残る田園や、貴重な動植物の生息域でもある水路・ため池

□ 歴史・文化

- ・江戸時代初期に築城され、松平武聡の退城によって、城としての役目を終えた浜田城の面影を残す浜田城跡とその周辺の緑
- ・古代石見国の政治・文化の中心地として栄えたことを示す、古代の遺跡や神社・寺院の境内林

□ 都市の緑、身近な緑

- ・宝幢寺山公園、ゆうひ公園、三隅公園などの自然を活かした緑の拠点
- ・東公園、三隅中央公園、旭公園等の子供から大人まで多様な交流を支える緑豊かな公園
- ・県立大学、世界子ども美術館、しまね海洋館アクアスなどの各種施設の緑
- ・道路や河川の並木道、市民による花いっぱい運動などの花壇づくりやガーデニング等

私たちの住む浜田市には、ふるさとの原風景となっている多様で美しい自然があり、地域固有の歴史・文化を大切にしながら育んできた多彩な地域資源や地域の個性があります。これこそが「浜田らしさ」であり、緑のまちづくりを進めていく上では、この大切さを理解し、しっかりと守り、整え、また市民と行政が互いに協力し合いながら、多様な緑と共生する魅力あるまちづくりに取り組むことが必要です。

緑のまちづくりを進める上では、第2次浜田市総合振興計画の将来像を踏まえ、本計画の基本理念を次のとおりとします。

第2次浜田市総合振興計画の将来像
『住みたい 住んでよかった魅力いっぱい元気な浜田』

【緑のまちづくりの基本理念】

豊かな自然と歴史を育む 魅力あふれる緑のまちづくり

2. 基本方針

基本理念として定めた『豊かな自然と歴史を育む 魅力あふれる緑のまちづくり』の実現に向けて、緑地の整備及び保全、都市緑化などに関する以下の3つの基本方針を定めます。

1. 豊かな緑をまもる【緑の保全】

- ▶ 「森林法」、「農地法」、「自然公園法」、「都市緑地法」、「景観法」などの関係法令の運用と適正な管理により、引き続き緑を保全していきます。
- ▶ 「島根県自然環境保全条例」や「浜田市生活環境の保全に関する条例」に基づく取り組みや、市民や行政が協働する自然環境保全活動等により、自然環境の保全・再生を図ります。
- ▶ 山林や丘陵地、田園、河川、歴史文化と結びついた緑地など、環境保全や景観形成において多様な機能を有し、都市の基盤となる緑を保全・活用します。

2. 緑の拠点をつくる・活かす【緑の創出・活用】

- ▶ 都市のシンボルとして、また観光振興の拠点として歴史的・文化的・自然的資源を活用した個性豊かで特色ある公園緑地の整備を推進します。
- ▶ 既存公園緑地・運動公園の老朽化が進む中、安全・安心の確保や市民ニーズへの対応、まちづくり活動への対応などを図るよう、特色ある公園緑地への再生や、必要に応じた施設の更新・統廃合を検討します。
- ▶ 安全・安心な都市空間の形成に資するよう、災害時の一時的な避難地等として機能する公園等の整備・再整備を進めます。
- ▶ 利用圏域等を考慮しながら、日常のレクリエーション活動の場、防災の拠点となる身近な公園・緑地の適正な配置を行うとともに、既存の公園・緑地、身近な広場などの機能の向上に取り組みます。
- ▶ 「浜田らしさ」を支える自然豊かな山々と溪流・清流による緑と水のネットワークの充実を図るよう、都市緑地の整備や管理に取り組むとともに、まちなかの潤いの向上や魅力づくりに資する再整備など、既存ストックの活用に取り組みます。

3. 身近な緑をふやす・育てる【緑化の推進・協働】

- ▶ 多くの人が集まる公共施設では、都市緑化の先導役として積極的に緑化を推進します。
- ▶ 住宅地や商業地・工業地の特性に応じた緑化を推進します。
- ▶ 市民が主体となった緑豊かなまちづくりを進めるため、緑に対する知識の普及や意識啓発を図るとともに、「緑と花の沿道推進事業」や「花いっぱい運動」、「アダプトプログラム」など様々な面から支援に努めます。
- ▶ 民間活力を活かす指定管理者制度の運用などにより、公園緑地における維持管理の充実や提供サービスの向上などを図ります。

3. 緑の将来像











先の「基本理念」や「基本方針」を実現するため、本市の緑に関する将来像（将来イメージ）を定め、緑地の整備及び保全、都市緑化などに関する取組みを進めます。

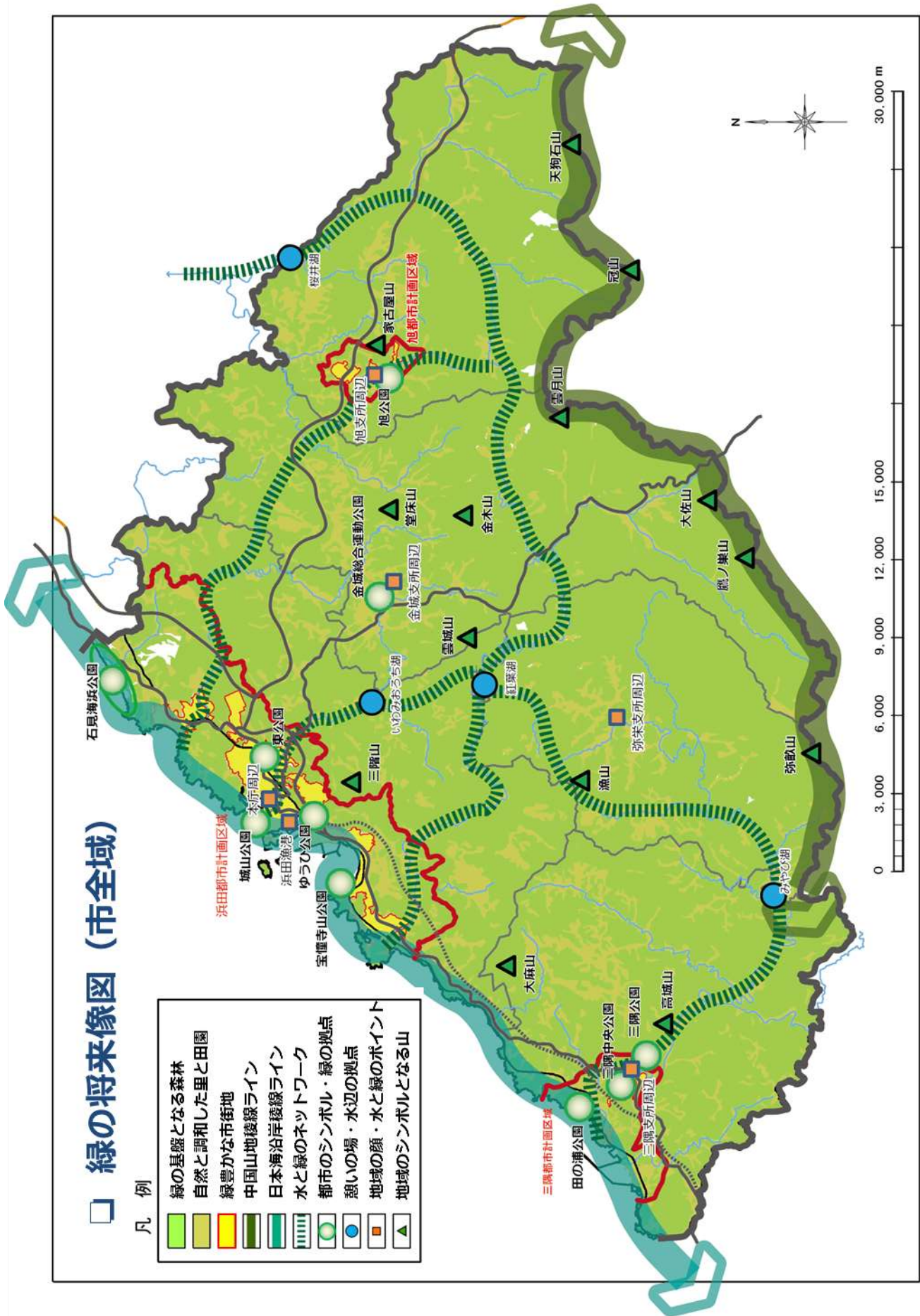
分類	構成要素	将来像（将来イメージ）
緑の基盤	緑の基盤となる森林	<ul style="list-style-type: none"> 市域の 85%を占める森林は、本市の骨格的な緑のまとまりとして非常に大きな地位を占めており、都市景観を形成する重要な要素であるとともに、水源の涵養、動植物の生息域、山地災害防止など、多面的な機能も持ち、美しい自然環境に恵まれた本市の個性、魅力を引き出す大きな要素となっています。 引き続き、森林組合や山林保有者などと連携して、適切な維持管理・保全に努めます。
	自然と調和した里と田園	<ul style="list-style-type: none"> 本市には標高が比較的低い中国山地の中に散在する小盆地や谷筋に自然と調和した里と田園が存在しています。 特に、棚田百選にも選定された三隅町室谷の棚田をはじめ、金城、旭、三隅自治区などには伝統的な棚田が多く残されており、本市の文化風土を継承する優れた景観要素の一つです。 今後は、計画的な土地利用に基づいて宅地開発等と調和しつつ、農業生産の場として、良好な景観要素を保全します。 また、既存集落に点在する神社・寺院の境内林及び民家の屋敷内の樹木などの里の風景や環境を身近な緑として保全するとともに、周辺環境との調和に配慮し、積極的な緑の創出を誘導します。
	緑豊かな市街地	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域内の市街地では、身近な憩いの場や災害時の避難地ともなる公園緑地を適正に配置するとともに、都市のシンボルとして、また観光振興の拠点として歴史的・文化的・自然的資源を活用した個性豊かで特色ある公園緑地の整備を推進します。 また、市民との協働によるまちなかの潤いの向上や魅力づくりに資する再整備など総合的に推進し、緑豊かな市街地を形成します。
緑を支える軸	中国山地稜線ライン	<ul style="list-style-type: none"> 市域南東端の広島県との境界沿いに、「西中国山地国定公園」を形成する天狗石山～冠山～雲月山～大佐山をはじめ、鷹ノ巣山～弥畝山にかけての山々の稜線は、まちの骨格を構成し、背景となる緑の軸として位置づけ、適切に保全します。
	日本海沿岸稜線ライン	<ul style="list-style-type: none"> 石見置ヶ浦や国府海岸などの浜田海岸県立自然公園、三隅の田ノ浦海岸、観音崎などを結ぶ沿岸稜線を沿岸稜線ラインとして位置づけ、市街地地域と田園、森林地域との連携・循環を支えるまちの骨格として、自然環境・海洋環境と調和した環境づくりを進めます。
	水と緑のネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 浜田川、周布川、三隅川、下府川などの主要な河川及び江の川水系をはじめとした各水系を水と緑のネットワークとして位置づけ、骨格となる水辺景観軸、まちに潤いを与える環境軸として、河川環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。

分類	構成要素	将来像（将来イメージ）
緑の拠点	都市のシンボル・緑の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 緑豊かなまちを印象づけるとともに、市民や訪れる人のレクリエーション活動、癒しや憩いの場として主要な公園・緑地を位置づけ、整備・充実を図ります。 ▶ 特に「城山公園」は、都市のシンボルとして、また観光振興の拠点として歴史的・文化的・自然的資源を活用した個性豊かで特色ある公園緑地としての整備を推進します。 ▶ 地盤沈下や施設老朽化が進む「東公園」は、市民のスポーツ振興の重要な役割を担う都市施設としての役割を踏まえ、運動公園施設の機能保全・向上を推進します。 ▶ また、身近な街区公園についてはその質的向上を目指します。
	憩いの場・水辺の拠点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市域にある主要な湖沼等については、憩いの場・水辺の拠点として位置づけ、水辺環境の保全・改善に努めるとともに、市民の憩いやレクリエーション活動の場として積極的な活用を図ります。
	地域の顔・水と緑のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の「顔」となる各支所周辺については、まちかどや空き地などを利用した緑の小空間の創出、道路空間や公共・民間施設などの緑化を市民との協働により推進します。
	地域のシンボルとなる山	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市街地に隣接する三階山、大麻山、高城山などの独立丘陵を形成する山々は、人と自然の共存の場、緑のランドマークとして適切に保全するとともに、身近に自然とふれあえる貴重な空間として保全・活用を図ります。

緑の将来像図（市全域）

凡例

-  緑の基盤となる森林
-  自然と調和した里と田園
-  緑豊かな市街地
-  中国山地稜線ライン
-  日本海沿岸稜線ライン
-  水と緑のネットワーク
-  都市のシンボル・緑の拠点
-  憩いの場・水辺の拠点
-  地域の顔・水と緑のポイント
-  地域のシンボルとなる山







4. 緑の確保目標水準

4-1. 緑の確保目標水準

- ・ 緑の総量として、本市の「みどり」が豊富で豊かな自然に恵まれた都市として現況を確保します。
- ・ 市街地を中心に、公園緑地の充実や公共施設、民有地の緑化推進などにより緑の増進を図り、「市街地における緑被量の割合：概ね30%」を目標とします。

本市の“緑”全般に対する目標は、「緑地」（施設緑地と地域制緑地の合計）の量を用いて設定する例が見られますが、本計画では、**樹木で覆われた土地や農地、草地などを含む純粋な“緑”としての「緑被量」もって目標値を設定**します。

本市の緑被量は、「第2章 2-2. 緑の量」で示したとおり約64,797haであり、**市域全体での緑被率は93.8%と森林を中心とした「みどり」が豊富で豊かな自然に恵まれた都市**であると言えます。

将来に向けては、このような本市の緑豊かな環境を引き続き守っていくことが重要であります。平成9年度から21年度まで（12年間）の変化を見ると、森林はやや増加したものの、農地、特に「その他の農用地」が大幅に減少したため、減少傾向にあり、今後も社会情勢の変化等に伴い減少していくことが予想されます。

そのため、森林や農地などの適切な保全に加え、都市計画区域内での開発等と調和しつつ、主に**用途地域指定区域内の市街地を中心に、公園緑地の充実や公共施設、民有地の緑化推進などにより緑の増進**を図り、緑被量を確保することを目標とします。

なお、**我が国の公園緑地行政**にて緑とオープンスペースの確保を目標とする政策の視点では、「市街地における持続性のある緑地の割合を「**概ね30%**」確保することを望ましい都市像^{※1}とする」との考え方を踏まえ、本計画における「緑の確保目標水準」としては、「**市街地（用途地域指定区域内）における緑被量の割合：概ね30%**」を目標とします。

市街地（用途地域指定区域内）の緑被量^{※2}の割合



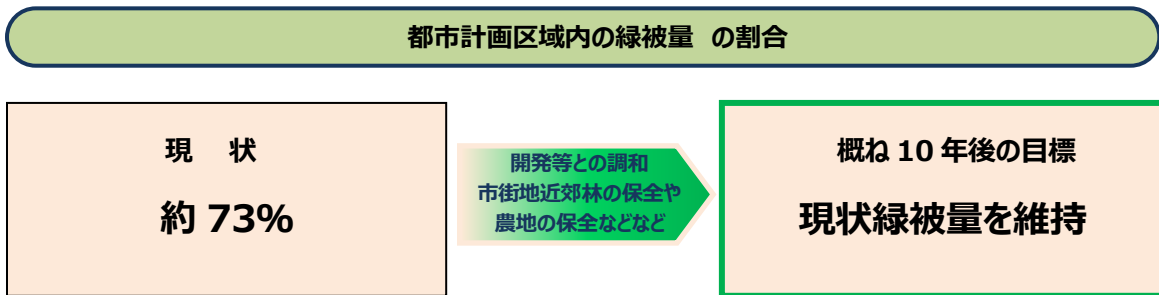
※1 出典：“今後の緑とオープンスペースの確保方策について”／公園緑地小委員会 第一次報告：平成14年7月 社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 公園緑地小委員会

※2 “緑被量の割合”は、土地の面積に対する樹林地や農地、公園の植栽地のように、緑で覆われている地表面の面積の割合を示す。

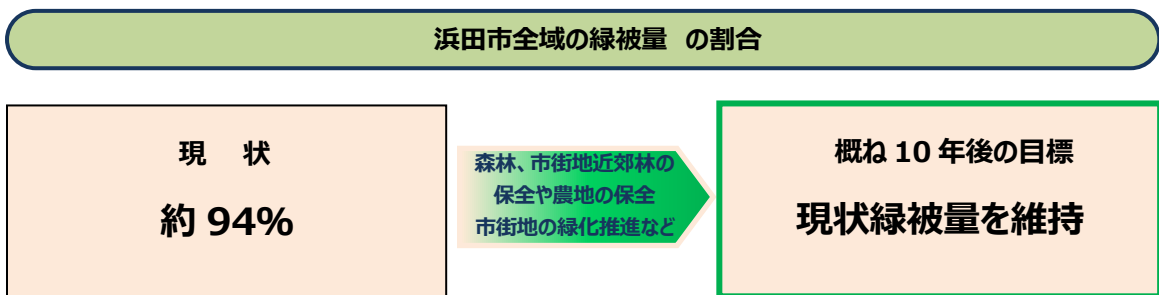
※3 “現状”は、公表データの最新年度：平成21年度。

浜田市全域の緑被量については、市街地を除く都市計画区域内での開発等と調和しつつ、森林、市街地近郊林の保全や農地の保全などにより緑の保全を図り、緑の総量としては現状の緑被面積を維持することを目標とします。

□ 都市計画区域内の緑被量の割合



□ 浜田市全域の緑被量の割合



4-2. 都市公園の整備目標

- ・「浜田らしさ」を支える歴史的・文化的・自然的資源を活用した個性豊かで特色ある公園緑地の整備や、施設の老朽化が著しい東公園（運動公園）については、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めて行くとともに、必要に応じて魅力や利便性や機能向上などに関する再整備を行います。
- ・既設公園の質を高める取り組みや、民有地を含めた都市緑化の推進などに優先的に取り組むものとし、一人当たり公園面積のさらなる充実を図ります。

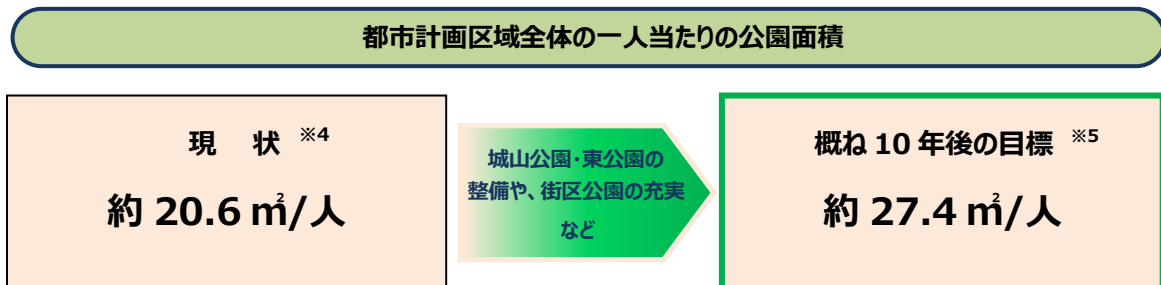
本市の都市公園は、3つの都市計画区域の合計で、37箇所、開設面積計199.71haの都市計画公園を計画決定しており、都市計画区域の市民一人当たりの公園面積は**45.14 m²/人**となっています。（平成27年3月現在）

「都市公園等の長期的な整備目標水準」として、国による「緑の政策大綱」では、「**21世紀初頭におけるわが国の都市公園の目標とすべき整備水準**」は、「**人口1人あたり公園面積20 m²の確保**」が望ましい水準として示されています。

本市における「**身近な広場・公園**」の水準をみると、「**県立石見海浜公園**」を除く都市公園の一人当たり面積は**20.59 m²/人**であり、都市公園法（同法施行令第1条）に規定される「**市民1人あたりの目標とすべき整備水準=10 m²**」を上回るものの、**身近な公園の配置にはまだ不十分な面**も残されています。

こうした現状を踏まえ、今後は市の財政も踏まえつつ、「浜田らしさ」を支える歴史的・文化的・自然的資源を活用した個性豊かで特色ある公園緑地の整備や、施設の老朽化が著しい東公園（運動公園）については、安全性の確保や施設の長寿命化などに向けた適切な維持管理を進めて行くとともに、必要に応じて魅力や利便性や機能向上などに関する再整備を行います。

また、身近な住区基幹公園が不足している地域については当面、既設公園の質を高める取り組みや、民有地を含めた都市緑化の推進などに優先的に取り組むものとし、一人当たり公園面積のさらなる充実を図ります。



※4 “現状”は、「**県立石見海浜公園**」を除く都市公園開設面積（91.11ha）÷ 都市計画区域人口=44,244人、

※5 “10年後”は、“現状”（91.11ha）+ **城山公園・東公園の整備や、街区公園の充実**（約16ha）÷「**浜田市都市計画マスタープラン**」による市推計値人口=39,141人

4-3. 施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策	推進施策	主な取組み
豊かな自然と歴史が育む 魅力あふれる緑のまちづくり	1 豊かな緑を まもる 【緑の保全】	①森林、市街地近郊林の 保全と活用	地域制緑地の保全及び 新規指定の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連法令に基づく緑地法制度の継続と適正な管理 ・ 保存樹・保存樹林の指定の検討 ・ 保全名勝・天然記念物・史跡などの維持・保全 ・ 特別緑地保全地区の指定の検討（県との連携）
			開発行為における緑の保全の 指導強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発許可制度による指導 ・ 景観計画と連動した緑の保全・充実指導
		②農地の保全と活用	市民農園等の設置支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民農園・児童農園等の活用充実 ・ 新たな市民農園等の設置支援 ・ 保全に向けた相談や調整業務、情報発信
			農地転用の抑制と 耕作放棄地の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地法に基づく制度の継続と適正な管理 ・ 放棄地の再生利用を担う受手への支援 ・ 農業体験学習の開催や休耕田を活用したイベント・風景づくり
			都市農業振興基本法による 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市農業振興基本計画（地方計画）の検討
			身近な公園の防災拠点機能 等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街区公園の強化・充実 ・ 近隣公園の強化・充実 ・ 地区公園の強化・充実
	2 緑の拠点を つくる ・ 活かす 【緑の創出・ 活用】	①都市公園などの充実 ・整備	歩いて行ける身近な住区基 幹公園の計画的な配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要性や整備後の管理等の条件も踏まえた、計画的な街区公園の配置検討 ・ 近隣公園の維持保全 ・ 地区公園の維持保全
			都市基幹公園の機能向上の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合公園の機能向上 ・ 運動公園の機能向上
			その他公園の機能向上 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域公園の機能向上 ・ 特殊公園の機能向上

基本理念	基本方針	基本施策	推進施策	主な取組み
豊かな自然と歴史が育む 魅力あふれる緑のまちづくり	2 緑の拠点を つくる ・活かす 【緑の創出・ 活用】	①都市公園などの充実 ・整備	都市公園施設の 長寿命化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公園施設の長寿命化 長寿命化計画の策定
			都市公園の機能や配置の再 編の検討	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園再編方針の 検討 都市公園の機能や配置の 再編
			都市公園の安全・安心対策 の推進 (東公園 再整備)	<ul style="list-style-type: none"> 運動公園施設の機能保 全・向上対策による安全性 の確保等、総合的な安全・ 安心対策事業を緊急かつ 計画的に実施
			浜田の歴史・文化・自然的 資源を保全・活用したシンボ ルとなる公園整備 (城山公園 再整備)	<ul style="list-style-type: none"> 歴史や文化、魅力的な資 源や個性を活かし、市の魅 力とにぎわいづくりの拠点と しての整備推進
		②沿道緑化の推進	街路樹の保全・充実	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路を中心とした 街路樹の充実 街路樹の保全・再整備
			道路空間の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> 主要な道路を中心とした良 好な道路景観の形成と緑 化推進
		③公共施設緑化 の推進	市有施設の緑化推進	<ul style="list-style-type: none"> 行政・文化施設の緑化 推進 小・中学校などの緑化 推進
			その他の公共施設緑化 の推進	<ul style="list-style-type: none"> JR 浜田駅周辺や市街地 における緑のオープンスペ ースの確保や緑化推進 河川、都市公園などの公共 施設などの緑を結ぶ緑のネ ットワーク化の推進
		④身近な水辺空間の 緑化や活用	身近に自然とふれあい、うる おいとやすらぎを実感できる 水辺空間づくり	<ul style="list-style-type: none"> 河川周辺の植栽や施設の 管理 まちなかの回遊性や魅力向 上に向けた水辺再整備 河川管理者である県と協 働による「環境整備計画」 の策定

基本理念	基本方針	基本施策	推進施策	主な取組み
豊かな自然と歴史が育む 魅力あふれる緑のまちづくり	3 身近な緑を ふやす ・育てる 【緑化の 推進・協働】	①協働による緑化活動の展開	緑化に関する市民活動の支援・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化コンクールの開催など緑化意識の高揚 ・維持管理を国、県と協働による表彰制度の検討 ・市民への緑化知識や技術の向上、情報提供の充実
			協働による緑化活動の支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・「わたしは、まちの園芸家！」事業など現行緑化活動の支援 ・景観計画や関連法制度の活用等総合的な取り組み
		②民有地の緑化推進	やすらぎやうるおいを与える市民の主体的緑化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅地・市街地の緑化推進 ・「緑と花の沿道推進事業」の推進 ・未利用地など活用検討 ・都市計画制度との連携により必要に応じたルールづくりと緑化推進策の検討
			地域特性に応じた身近な緑の確保に向けたルールづくりの促進	<ul style="list-style-type: none"> ・工業地・大規模施設などの緑化指導の推進 ・民間施設などの緑化促進 ・景観計画と連動した緑の保全・充実（再掲） ・緑地地域制度や緑地協定などの活用
		③緑の維持管理のしくみづくり	多様な主体の協働による緑の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と企業、団体と行政の協働による適切な体制づくり ・身近な公園や生活道路の街路樹など地域主体による維持管理体制づくり ・海岸、山間などにおけるゴミや産業廃棄物などの不法投棄監視体制の強化
			緑化推進団体の支援・育成	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜田市アダプトプログラム」支援・育成 ・緑化に係わる講習会や広報等の充実
			緑化に関わる多様な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・緑に関わるボランティアや緑化に関わる知識や技術を持った人材の活用 ・緑化活動のリーダーやコーディネーターの育成
			民間との効果的な連携による公園マネジメントの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・公園等の管理運営における民間との効果的な連携 ・公園マネジメントの強化

第1章 緑の基本計画策定にあたって

第2章 浜田市の緑の現状と課題

第3章 緑のまちづくり方針と目標

第4章 緑地の保全及び緑化の推進のための施策

第5章 その他緑化の推進に関する方針等